

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年 6月 1日

群馬県知事 あて



提出者 〒373-0817

住 所 群馬県太田市飯塚町1番地

氏 名 医療法人 慶仁会 城山病院
院長 李 雅弘

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0276-46-0311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、R4年度の特別管理産業

廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

| | |
|-----------------------|---------------------|
| 事 業 場 の 名 称 | 医療法人 慶仁会 城山病院 |
| 事 業 場 の 所 在 地 | 群馬県太田市飯塚町1番地 |
| 事 業 の 種 類 | 大分類:医療、福祉 中分類:医療業 |
| 特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日 |

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

| 項目 | 目標値 | 項目 | 目標値 |
|--|-----|---|-----|
| 排 出 量 | 90t | 全 処 理 委 託 量 | t |
| 自 ら 再 生 利 用 を 行 う 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 量 | t | 優 良 認 定 処 理 業 者 へ の 処 理 委 託 量 | t |
| 自 ら 热 回 収 を 行 う 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 量 | t | 再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量 | t |
| 自 ら 中 間 处 理 に よ り 減 量 す る 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 量 | t | 認 定 热 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量 | t |
| 自 ら 埋 立 处 分 を 行 う 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 量 | t | 認 定 热 回 収 業 者 以 外 の 热 回 収 を 行 う 業 者 へ の 処 理 委 託 量 | t |
| ※事務処理欄 | | | |

(日本工業規格 A列4番)

| 計画の実施状況 | | 特別管理産業廃棄物の種類: |
|----------------------------|-----------------------------|--|
| ①排出量 | ②有償物量 | ①廃油 ②廃酸 ③廃アルカリ ④感架性廃棄物 ⑤廃PCB ⑥PCB汚染物 ⑦PCB処理物 ⑧指定下水汚泥 ⑨鉛さい、⑩磨石綿等 ⑪燃え殻 ⑫ばいじん ⑬溶油(金属を含むもの) ⑭汚泥(金属を含むもの) ⑮廃酸(金属を含むもの) ⑯廃アルカリ(金属を含むもの) ⑰廃水銀等 |
| ⑨不要物等発生量 | ⑩排出量 | ※該当する種類を○印で囲ってください |
| ⑪自ら直接再生利用した量 | ⑫自ら中間処理した後再生利用した量 | ⑮うち再生利用業者への処理委託量 |
| ⑬自ら直接埋立処分した量 | ⑭自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 | ⑯うち熱回収認定業者への処理委託量 |
| ⑭自ら中間処理した後の残さ量 | ⑮自ら中間処理により減量した量 | ⑰うち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 |
| ⑮うち熱回収を行った量 | ⑯直接及び自ら中間処理した後の残さ量 | ⑱うち優良認定処理業者への処理委託量 |
| ⑯全處理委託量 | ⑰直接及び自ら中間処理した後の残さ量 | ⑲うち優良認定処理業者への処理委託量 |
| ⑰自ら中間処理により減量した量 | ⑱直接及び自ら中間処理した後の残さ量 | ⑳うち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 |
| ⑱再利用業者への処理委託量 | ⑲直接及び自ら中間処理した後の残さ量 | |
| ⑲熱回収認定業者への処理委託量 | ⑳直接及び自ら中間処理した後の残さ量 | |
| ⑳熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 | ⑴ | |

(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。